

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）、障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第 7 条の 2 第 2 項に係る運用について（通知）」の正誤表の送付について

病床数の適正化に対する支援事業について、日頃より御尽力いただき感謝申し上げます。令和 8 年 4 月 8 日付け医政発 0408 第 14 号障発 0408 第 6 号「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第 7 条の 2 第 2 項に係る運用について（通知）」につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

○「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）」
（令和8年4月8日付け医政発0408第14号障発0408第6号）の正誤表

正	誤
<p>3 基準病床数引下げの実施時期</p> <p>事業実施による基準病床数の引下げについては、申請や支払時期と病床削減実施時期が異なることから、少なくとも今年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間で各都道府県において基準病床数の引下げを行う。</p> <p>その上で、事業実施中における圏域内での増床については、本事業の趣旨や不可逆的措置の趣旨を踏まえつつ、増床の理由が真に地域の医療提供体制に必要なかを含め都道府県において適切に判断すること。</p> <p>4 令和6年度補正予算における「病床数適正化支援事業」により削減した病床の取扱い</p> <p>令和6年度補正予算により削減した病床については、本規定の趣旨を踏まえ、都道府県において、例えば、令和7年度補正予算と同様に基準病床数を削減する等の適切な対応を行うこととする。</p>	<p>3 基準病床数引下げの実施時期</p> <p>事業実施による基準病床数の引下げについては、申請や支払時期と病床削減実施時期が異なることから、少なくとも来年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間で各都道府県において基準病床数の引下げを行う。</p> <p>その上で、事業実施中における圏域内での増床については、本事業の趣旨や不可逆的措置の趣旨を踏まえつつ、増床の理由が真に地域の医療提供体制に必要なかを含め都道府県において適切に判断すること。</p> <p>4 令和6年度補正予算における「病床適正化支援事業」により削減した病床の取扱い</p> <p>令和6年度補正予算により削減した病床については、本規定の趣旨を踏まえ、都道府県において、例えば、令和7年度補正予算と同様に基準病床数を削減する等の適切な対応を行うこととする。</p>